

i 税務課資産税係からのお知らせ

固定資産税の減免制度について

①生活保護等の受給者。②公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く）。③市の全部又は一部にわたる災害等により著しく価値を減じた固定資産。
減免を受ける場合、**納期限の7日前までに**、その事由を証明する書類等を添付して提出しなければなりません。
減免の適用範囲等、詳しくは下記あて、ご連絡ください。

固定資産（土地）の評価について

固定資産（土地）は、現況の地目によって評価、課税されます。
登記簿記載地目が畑や原野で記載されている場合でも、1月1日時点での使用状況に応じた地目で判断されます。
例えば、畑を耕作放棄地で畑としての利用状況がない場合、または、更地、駐車場、資材置場等で使用している場合は、雑種地（宅地比準）として地目認定され、評価額、固定資産税額が急激に上昇する場合があります。

問 税務課 資産税係 ☎ 72-3751

i 法務局からのお知らせ

**令和6年4月1日から
相続登記の申請が義務化されます！**

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます（※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される場合があります。）。

所有者が亡くなったのに相続登記がされないために、登記簿を見ても持ち主が分からず、公共事業や災害の復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引も進められないといった問題が生じています。

そこで、所有者不明土地問題を解決するため、相続登記の義務化や相続土地国庫帰属制度など、様々な制度がスタートします。

詳しくは、那覇地方法務局宮古島支局にお問い合わせください。

問 那覇地方法務局宮古島支局 ☎ 0980-72-2639



i 税務課資産税調査係からのお知らせ

相続人代表者指定届について

賦課期日（1月1日）以降に所有者の方が亡くなられた場合、税に関する書類を代表して受領する方を相続人の中から指定して頂くことができます（地方税法第9条の2）。
相続人のうちのひとりに、「**相続人代表者指定届**（兼固定資産現所有者申告書）」を送付しますので、相続人にてご確認の上、ご提出をお願いいたします。

固定資産現所有者申告について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者（以下「相続人」といいます。）の方がその納税義務を承継することとなります（地方税法第9条）。
相続人の把握のために、相続人のうちのひとりに、「（相続人代表者指定届兼）**固定資産現所有者申告書**」（同法第384条の3及び宮古島市税条例第74条の3）を送付しますので、相続人にてご確認の上、ご提出をお願いいたします。

固定資産の使用者課税について

固定資産の所有者の存在が不明である場合、その使用者に対して固定資産税を課することができます（地方税法第343条第5項）。
当該固定資産の使用者を確認するために、固定資産使用状況のご確認について、使用者又は関係者に情報提供をお願いすることがあります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

固定資産納税通知書及び納付書送付について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者（以下「相続人」といいます。）の方がその納税義務を承継することとなります（地方税法第9条）。
本市が所有者の方の賦課期日までの死亡を知り、かつ、賦課期日までに不動産の相続登記が完了していない場合は、相続人全員に納税通知書を送付することとなります（地方税法第9条第4項）。
納付書につきましては、相続人代表者指定届にて届出があった代表者又は本市で定めた相続人に同封しますので、相続人にてご確認の上納付をお願いいたします。

なお、本市の相続人調査状況により、相続人のうちの一部の方への送付（納期限2期（7月31日）以降での送付含む。）となる場合がありますので、ご了承ください。

問 税務課 資産税調査係 ☎ 72-3751（内線 2448、2451）

環境保全課からのお知らせ

【宮古島市では、有害鳥獣等の捕獲にご協力いただける方を募集します！】

条件①：狩猟免許（わな猟免許等）の取得
条件②：沖縄県猟友会（宮古地区）への登録

問 環境保全課 ☎ 79-5283

【令和5年度 狩猟免許試験のお知らせ】

- 日時：**8月18日**（金）9時～18時半（8：55までに入場すること）
- 免許試験の種類：わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟
※網猟免許について、今年度は那覇会場のみの実施となります。
- 会場：沖縄県宮古合同庁舎 2階 講堂
- 申請期間：**6月12日**（月）～**7月11日**（火）
- *当日、台風により試験実施が困難となった場合は、9月8日（金）に実施します。（沖縄県自然保護課ホームページにてお知らせします。）
- 申請書配布・受付／お問合せ
宮古農林水産振興センター 農林水産整備課 ☎ 72-2365



**私道の整備工事に
補助金を交付します**

私道の整備工事を行う市民に補助金を交付します。

- 舗装工事
路盤工及びアスファルト舗装等
- 排水路工事
U型排水路、管渠型排水路、L型排水路等
- 擁壁工事
道路保護を目的とするものに限る
- 対象者
宮古島市民
- 申請期間
5月1日（月）～**7月31日**（月）
- 募集件数
2件（申請者多数の場合は抽選）

※詳細については、市HPにて「宮古島市私道整備補助金交付要綱」をご参照ください。

問 道路建設課 管理係 ☎ 73-5634



-MIYAKOJIMA CITY INFORMATION-

納税のお知らせ

納期限：**7月31日**（月）

- ・固定資産税 2期
▶納税課 収納管理係 ☎ 72-3751（代）
- ・介護保険料普通徴収 1期
▶高齢者支援課 介護保険料係 ☎ 73-1964
- ・国民健康保険税 1期
▶国民健康保険課 賦課徴収係 ☎ 73-1973
- ・後期高齢者医療保険料 1期
▶国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎ 72-3751（代）（内 2647）



相談コーナー

国民健康保険税 夜間納付窓口開設日時

- ・**7月6日**（木）、**20日**（木）17時15分～18時45分
- ・場所：市役所 1階 国民健康保険課
- ・お問合せ：国民健康保険課 ☎ 73-1973

ふれあい総合相談支援センター

- ・毎週 **月～金**（祝祭日除く）
- ・受付時間 8時30分～17時
- ・場所：社会福祉協議会 ☎ 72-3193



無料人権相談

- ・**7月18日**（火）13時半～16時
場所：市役所 1階 地域振興課
- ・**7月19日**（水）14時～16時
場所：前里添多目的施設（佐良浜）
- ・**7月20日**（木）14時～16時 場所：上野公民館
- ・お問合せ：地域振興課 ☎ 73-4905

女性相談室

- ・毎週 **月～金** 9時～17時
- ・場所：市役所 1階 家庭保健課 ☎ 73-1947

消費者相談窓口

- ・平日：10時～12時 / 13時～16時
- ・場所：市役所 1階 地域振興課 ☎ 73-2695
- ・消費者ホットライン ☎ 188

夜間「暮らしの無料消費者相談」

- ・日時：**7月12日**（水）、**26日**（水）
18時～20時 ※要予約
- ・場所：市役所 1階 地域振興課
- ・お問合せ：地域振興課 生活安全係 ☎ 73-4905